

船員の働き方

『日本労働研究雑誌』編集委員会

日本は、四方を海に囲まれた島国である。貿易量の99.6%は外航海運によって運ばれており、国内貨物輸送活動量の4割以上は内航海運が担っている。まさに私たちの生活は、海上労働の現場で働く船員によって支えられているのである。もっとも、賃金は比較的高額ながら、数カ月休みなく続く勤務形態、高齢化と人手不足による長時間労働で離職が続く悪循環で、船員数は20年間で約4割も減少している。内航船の運航会社の99%は中小企業であるが、労働環境を改善して船員の定着を図らなければ人手不足の解消は難しく、働き方改革は喫緊の課題と捉えられている。そこで本特集では「船員の働き方」をとりあげ、ごく基本的な労働の実態から現代的な課題までを明らかにしようと試みた。

まず、畑本論文は、国内港を結ぶ内航船員の働き方を、俯瞰的かつ具体的に紹介する。そこでは、内航船員の高齢化と人手不足のみならず、巨大企業たる荷主を頂点とするピラミッド構造において、内航海運業者と船員をとりまく厳しい状況が浮かび上がる。こうした多重かつ主従的な業界構造は、安全最少定員での運航を余儀なくされることによる休息時間の圧迫や、違法な長時間労働の発生といった問題にもつながる。船員の使用者たるオーナーだけでなく、運行スケジュールを設定するオペレーターの責任強化や、荷主が内航海運業者による法令遵守に配慮する責務を明確化するなど、業界全体の取り組みの必要性が指摘される。

また、船員に関しては集团的労働関係も特徴的であり、日本では数少ない全国単一の産業別労働組合（全日本海員組合）が組織されている。立川論文では、船長から見習いまでを組織する単一組合の特徴から、企業横断的な交渉やユニオンショップ条項によって、資格や経歴年数、職務等にもとづく産業横断的な労働条件決定がなされる仕組みが紹介される。協約改定交渉のプロセスや経緯から新型コロナウイルス感染症対策まで、海員の労働条件決定をめぐる現代的課題を知る

うえで必須の貴重な情報といえよう。

続く久宗論文では、船員の安全と健康確保への取り組みが詳細に論じられる。船員の労働災害の発生率は全産業平均の約5倍、死亡率は約15倍にのぼり、船員確保の障害ともなっている。労働災害防止には船員労働安全衛生規則が設けられているが、現場では規則が守れない様々な要因が存在しており、その問題の除去こそが必要であるという。その解決には、個々の船の仕様に合わせて乗組員自らが改善をする重要性が指摘される。久宗論文では、こうした自主改善活動の具体例と効果が示され、さらに健康確保のための施策の実用化に向けた取り組みが紹介されている。

野川論文では、内航船員の働き方改革に向けて、法的な観点からの分析がなされる。その前提として、海上労働の特殊性にもとづく船員法の特別な規律や雇入契約、条約の重要性などが整理される。2019年より、国土交通省交通政策審議会において内航船員の働き方改革が検討されたなかでは、適切な労働時間の規制・管理を土台とした労働環境の改善や健康確保措置、それらの実効性確保の工夫がポイントとなった。具体的な船員法改正としては、労働時間規制の対象が実態に合わせて変更された点が注目されよう。また、船長ではなく陸上の事務所が具体的な労務管理の責任を統括する方向性や、事業者による健康管理が行われる仕組みの提言によって、船員労働をめぐる法的責任体制の明確化に寄与することが期待される。

各論考の課題整理や問題意識には共通する部分も多く、労働環境の改善によって船員の確保を図らなければ、日本の物流全体に大きな影響が及ぶとの危機感はとくに強い。本特集によって、若者の職業選択の新しい道筋をひらくような、内航海運業全体の前向きな取り組みと展望を描くことができれば幸いである。

責任編集 神吉知郁子・富永晃一・山下充
(解題執筆 神吉知郁子)